

# 一般社団法人希望の家定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人希望の家と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長崎県五島市吉田町2561番地4に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、障害者総合支援法に規定される多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

2 障害者総合支援法に基づく下記の障害福祉サービス事業

(1) 生活介護事業

(2) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 第3章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 当法人の運営に必要な経費は、当法人の事業収益をもって賄うものとし、社員は経費を負担する義務を負わない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

#### 第4章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年3月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(役員の任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(役員解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第6章 計算

### (事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

### (剰余金の不分配)

第25条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

### (解散)

第27条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 基金

### (基金の拠出)

第29条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第30条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、社員総会で決議するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第31条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第32条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議したところに従って行う。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第33条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第35条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	出口敬伍
設立時理事	出口常久
設立時理事	楠本忠義
設立時代表理事	出口敬伍

(設立時社員の氏名及び住所)

第36条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	
設立時社員	出口敬伍
住 所	
設立時社員	出口幸子

(法令の準拠)

第37条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人希望の家設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年11月15日

一般社団法人希望の家

設立時社員 出口 敬伍 ㊟

設立時社員 出口 幸子 ㊟